

生活のきまり

1 通学

1. 通学は正規の通学路を通る。
2. 自転車通学を希望する者は通学許可願を提出する。
3. 次の場合、許可を取り消すこともある。
 - ・自転車運転未熟
 - ・車体不備（改造）
 - ・交通規則違反
 - ・ドロップなど特殊ハンドル使用
 - ・ヘルメットをかぶらない
 - ・その他、安全な通学ができない場合（並進など）
4. 自転車のスタンドは、両足スタンドとし、変速機は6段までとする。

2 服装等

1. 制服
 - ・名札
 - ・学校指定のスラックス、スカート、ニットカッター、ニットブラウス、ポロシャツ、ジャケット
 - ※ニットカッター、ニットブラウス着用時は裾をスラックス、スカートに入れる。
 - ※スラックス着用時には黒・紺・茶色のベルトをする。
 - ※スカートの丈は膝が隠れる程度のものとする。
 - ・白、黒、グレー、紺の靴下（ワンポイント可）
 - ・白、黒、グレー、紺の肌着（ワンポイント可）
 - ・ベスト、ネクタイ、リボン、ブイネックセーター着用可（いずれも学校指定）
 - ・ベージュもしくは黒のストッキング、タイツ着用可
2. 靴
 - ・通学 — 運動靴（体育で使用できる機能性のあるもの）
 - ・体育館 — 体育館シューズ（学校指定：白に青ライン）
 - ・教室等 — 上履き用シューズ（学校指定：白に青ライン）
3. 鞆
 - ・スリーウェイバッグ（学校指定）、ナップサック（学校指定）
4. 体操服
 - ・学校指定の半袖シャツ、長袖シャツ、ハーフパンツ、トレーニングウェア
5. 頭髪
 - ・「清潔で中学校生活にふさわしいもの」とするが、特に下記のこと留意すること

- ヘアゴム、ヘアピンの色は黒・紺・茶色とする。
 - 整髪料は使用しない。脱色、染色、パーマなど特別な加工はしない。
- ※特別な配慮が必要なときは担任に相談すること。

3 その他

1. 登校後は、下校時まで校外に出てはいけない。
2. 必要でない金銭・物品を学校へ持ってこない。
3. 友人同士の金銭の貸し借り、および物品の販売はしない。
4. 帰り道買い物をしてはいけない。
5. 校舎や机などを破損させたときは、原則として弁償をする。

4 諸 届

1. 病気その他の事由で欠席する場合は、必ず保護者が当日の始業時までには届け出る。
2. 感染症に本人が感染したときは、すみやかに学校に届け出る。
3. 欠課・早退・遅刻・忌引の場合は、すみやかに担任へ届け出る。